

(報告) 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成 26 年 3 月 10 日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 概要

「電気設備の技術基準の解釈」(20130215 商局第 4 号。以下「解釈」という。)は、委託事業を活用して規定の見直しを定期的に行っている。今般、電気設備技術基準関連規格等調査(平成 24 年度)及び電気施設技術基準国際化調査(平成 24 年度、25 年度)の調査結果を踏まえ、保安水準が維持されると確認されたものについて解釈改正を行う。

2. 改正内容

(1) 解釈に引用している JIS 等に関する改正

①引用している JIS 等の最新年度への見直し

②JIS の活用による解釈の条文構成の見直し

解釈条文で材料(導体等)の詳細の仕様(厚さ、構造等)を規定しているものについて、同仕様を規定した JIS が整備されたため当該 JIS を取り込む。

(2) 国際規格の取り入れ(IEC60364 規格群の適用)に関する改正

①解釈第 218 条第 2 項において、同一の使用場所における低圧電気設備の施設について IEC 60364 規格群の施設と我が国の従来型工事による施設(解釈第 3 条～第 217 条)は混用しないことを規定している。しかしながら、委託調査において、故障時に異常電圧が発生しない施設方法(鉄骨等を用いた接地工事等)が確認できたため、混用しても良い例の例外規定を追加する。

②解釈第 218 条第 3 項において、IEC 60364 規格群の原則(機器は IEC 規格に対応する JIS に適合しなければならない等)によらないケーブルの施設(JISC3605)を引用している。

これは IEC60364 規格群の取り入れ検討をした「平成 10 年度電気設備技術基準国際化調査」において、IEC 規格に対応した JIS が整備されていないため、JISC3605 を当面の間使用するとの理由で規定されたものである。

平成 24 年に、日本電線工業会から「IEC 規格に対応した JIS が整備されたため、原則によらない方法を規定する必要はなくなり、これを削除することが望ましい」旨の要望があった。委託調査を実施したところ、当該規定は材料選定における誤認などの管理上の懸念があるとの結果が得られ、当該規定を削除する見直しを行う。

3. スケジュール

- ・平成 26 年 3 月 電力安全小委員会報告
- ・平成 26 年 4 月～ パブリックコメント及び解釈改正